

学位規則の一部を改正する省令案について

1. 改正の趣旨

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）が成立し（5月31日公布）、平成31年4月1日より、専門職大学及び専門職短期大学が制度化されることとされた。これを受け、専門職大学及び専門職短期大学が授与する学位の種類（「学士（専門職）」、「短期大学士（専門職）」）等を定める。

2. 改正内容

一. 専門職大学が行う学位の授与（新設）

- （1）法第104条第2項に規定する、専門職大学を卒業した者に対し授与する文部科学大臣の定める学位は、学士（専門職）とすること。
- （2）法第104条第2項に規定する、専門職大学の前期課程を修了した者に対し授与する文部科学大臣の定める学位は、短期大学士（専門職）とすること。

二. 専門職短期大学が行う学位の授与（新設）

法第104条第6項に規定する、専門職短期大学を卒業した者に対し授与する文部科学大臣の定める学位は、短期大学士（専門職）とすること。

三. その他

その他所要の改正を行うこと。

3. 施行期日

この改正は、平成31年4月1日から施行するものとする。